

## びわ湖材産地証明制度要綱

平成 18 年(2006 年)5 月 29 日 滋林緑第 456 号  
滋森保第 473 号  
平成 27 年(2015 年)4 月 1 日 滋森流第 24 号  
令和 2 年(2020 年)7 月 1 日 滋森流第 46 号  
最終変更 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日 滋森流第 72 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共建築物等に利用する木材の産地を証明する制度について、必要な事項を定め、県産材の供給から加工・流通に至る情報管理体制を整備し、県産材の利用拡大を図ることにより、琵琶湖淀川流域の水源である本県の森林が有する多面的機能の持続的な発揮、地球温暖化防止対策、循環型社会の形成や地域経済の活性化に貢献するものである。

### (定義)

第 2 条 この要綱においてびわ湖材とは、森林に関する法令に基づき手続きが適切になされ、原則として持続可能な森林経営が営まれている、滋賀県内の森林から伐採された原木、およびその原木を加工した製材品等の木材をいう。

2 びわ湖材産地証明制度とは、木材業者および製材業者等が自らの責任において県産材を適正に管理することにより、生産・加工・販売・消費の段階において、県産材であることを証明する制度をいう。

### (実施主体)

第 3 条 県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (認定事業体の資格要件)

第 4 条 びわ湖材であることを証明しようとする者は、別に定める内容を満たすものとし、県産木材取扱認定事業体(以下「認定事業体」という。)という。

2 協議会は、認定事業体として認定した者を知事に報告するものとする。

### (認定事業体の責務)

第 5 条 認定事業体は、びわ湖材の生産・加工・販売等にあたっては、自らの責任において、適正に管理を行うものとする。

2 びわ湖材の生産・販売に関する情報を消費者、流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上および安定供給に努めること。

(協議会の責務)

第6条 びわ湖材の産地証明が適正に行われるよう、認定事業体に対し指導、検査等を行い、制度の適正な運用管理を行うものとする。

2 びわ湖材産地証明制度の普及を進めるとともに、びわ湖材の生産・販売に関する情報を消費者・流通業者等に対して積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上および安定供給体制の整備に努めること。

(県の責務)

第7条 県はこの証明制度の適切な運用のため、協議会に対し指導・助言を行うとともに、びわ湖材の利用拡大の取り組みを推進するものとする。

(県の助成措置)

第8条 県は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第9条 この制度の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

なお、この要綱の施行前に、県産材産地証明制度試行運営要領（平成17年6月9日付け滋林緑第464号）に基づき行ったものについては、この要綱に基づき行ったものとみなす。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙) 認定事業体の資格要件

びわ湖材産地証明制度における認定事業体の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 県産木材活用推進協議会が下記の要件に照らし適正と認めた者
  - ① びわ湖材の適正な管理ができること。
  - ② びわ湖材の管理状況が説明できる責任者を置くこと。
  - ③ 滋賀県内の木材業者または製材業者は、「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」(昭和29年12月27日滋賀県条例第66号)に基づき登録された者であること。